

令和7年度(令和6年分) 市民税・県民税 国民健康保険税 申告の手引き

1 申告書を提出する必要がある方

令和7年1月1日現在、奄美市内に居住している方。

(ただし、下記の「市民税・県民税の申告が不要な方」を除きます)

※令和6年中に収入が全くなかった方も、非課税証明書の発行や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・児童手当・保育料・公営住宅家賃算定などの基礎資料となりますので、必ず申告してください。

2 市民税・県民税の申告が不要な方

○所得税の確定申告書を税務署に提出する方。

○1箇所からの給与収入のみで勤務先から市に令和6年度給与支払報告書が提出されている方。

(提出の有無は勤務先に確認してください)

○公的年金収入のみで、下記に該当する方。

(ただし、公的年金等以外の所得に係る合計所得金額が1千万円を超える方を除きます。)

・65歳以上(昭和35年1月1日以前生まれ)で公的年金収入が148万円以下の方。

・65歳未満(昭和35年1月2日以後生まれ)で公的年金収入が98万円以下の方。

3 申告書の提出期限 …… 令和7年3月17日(月)

4 申告の方法

○収入のある方

・申告会場で申告される方は、必要書類をお持ちいただき申告会場にお越しください。

(令和7年度市県民税及び国民健康保険税申告受付日程表をご覧ください)

・郵送で申告される方は、申告書に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ郵送してください。

(申告書及び収支内訳書は奄美市ホームページからダウンロードされるか、税務課までご連絡ください。)

○収入のない方

・奄美市だより2月号に「無収入・非課税収入申告書」を掲載しておりますので、こちらを記入されて郵送で送って頂くか、名瀬支所税務課の⑤、⑥番窓口の申告書受付ボックスに投函してください。

※設置期間:令和7年2月3日(月)～令和7年3月17日(月)

※申告の日程等は、奄美市だより(2月号)及び市ホームページ、LINE等でご案内しています。

日程をご確認の上、指定の会場にて申告をお願いいたします。

令和6年度より案内はがきは送付しておりませんので、上記媒体にてご確認ください。

5 申告する際に必要なもの

・すべての方…本人確認書類、マイナンバーカード

・昨年中に収入があった方…令和6年分の源泉徴収票または収入のわかる書類

(収入が事業・家賃・地代等の方は、収支内訳書及び収入金額・必要金額がわかる書類)

・所得控除等を受ける方…以下の証明書等

令和6年中に支払った額の領収書や証明書

(社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除等)

障害者控除…身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保険福祉手帳、

市で交付する認定書(介護保険の障害者控除対象者認定書)など

※医療費控除の適用を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

年間の医療費支払額等を事前に集計し、明細書を作成してください。

6 市民税・県民税の計算方法 ※分離課税所得がある方は、計算方法が異なります。

総所得金額	所得控除額	=	課税総所得金額	×	所市得割税率	=	所市得民割算額	-	調整控除額	-	税額控除	=	所市得民割額税	-	控配除当額割等額	+	均市等民割額税	=	市民税額	→	年税額
			×		所県得割税率	=	所県得民割算額	-	調整控除額	-	税額控除	=	所県得民割額税	-	控配除当額割等額	+	均県等民割額税	=	県民税額	→	年税額

均等割と森林環境税

市民税	3,000円
県民税	1,500円 ※うち500円はみんなの森づくり県民税
森林環境税	1,000円

所得割税率

市民税	6%
県民税	4%

※令和6年度より、個人住民税均等割の枠組みを用いて、森林環境税(国税)が徴収されます。